

公正入札調査委員会

(1) 公正入札調査委員会制度の概要

市では、公正な入札制度の運用を図るため、公正入札調査委員会設置要綱、談合情報処理マニュアルを平成17年5月から施行し、運用しています。

これまでの運用は、談合等の不正に係る情報の外部通報を得たときに、公正入札調査委員会が設置される運用となっていたことから、内部調査機能の強化として、入札前の不正情報だけでなく、過去の入札結果へも審議範囲を拡げ、不正が疑われた場合、捜査機関との連携を図りながら入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に努める。

項目	内容
審議内容	①公益通報(市民・報道機関)による市が発注する全ての案件を対象 ②過去の入札結果の審議(高い落札率の案件、応札者が少ない案件を対象)
委員の構成	総務部長、財政経営課長、まちづくり推進課長、市民生活課長、産業総務課長、建設総務課長、教育総務課長